

高山市市街地景観保存区域建造物修景事業補助金

市街地景観保存区域内において、美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するため、区域内の建築物の修景等に助成します。

■補助対象者

市街地景観保存区域建造物の所有者で、市税の滞納がない方

■補助の対象となるもの

- (1) 市街地景観保存区域の建築物及びそれに付帯する各種設備等の修景等を、高山市市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に適合し、周囲の景観と調和のとれるものとする工事
- (2) (1)の工事に伴う基本設計及び実施設計並びに施工管理

■補助金額

補助率：対象経費の2/3

限度額：200万円

◎ 令和2年9月1日から令和4年3月31日までの特例

市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む）に発注する場合

補助率：対象経費の3/4

限度額：225万円

【申し込み・お問い合わせ先】

高山市 都市政策部 都市計画課 景観公園緑地係

電話 0577 (35) 3180 FAX 0577 (35) 3168

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006101.html>



○手続きの流れ

※規模等により下記届出が必要になります。

事前に建築住宅課で確認してください。

- ・市街地景観保存区域内における行為届出・保存会長承諾書
- ・景観重点区域内における行為届出

